

台風等の災害時及び地震時における児童の登下校について

A 暴風警報(暴風雪警報)・特別警報・大雨警報が発令された場合

1 登校前・登校時に、豊川市に 暴風警報(暴風雪警報) が発令されている場合

- ① 午前6時30分までに警報が解除されたとき
 - ・ 平常通り授業をします。
 - ② 午前6時30分から午前11時までに警報が解除されたとき
 - ・ 午前6時30分までに警報が解除されないときは、給食中止です。
 - ・ 5時間目から授業を開始します。家で昼食をとり、13時までに登校します。通学班の集合場所に12時40分(穂ノ原は12時30分)に集合します。この場合は、緊急メールで連絡します。
 - ③ 午前11時を過ぎて警報が解除されるか、または、引き続き解除されないとき
 - ・ 授業はありませんので、登校させないでください。
 - ④ 上記①②の場合、道路や橋の破壊などで登校が危険な場合には、登校を見合わせてください。その際は、学校に連絡をしてください。<TEL 86-6262>
- ※ 暴風警報発令中は、学校の電話は緊急連絡用になりますので、個人的な問い合わせはご遠慮ください。

2 在校中に、豊川市に 暴風警報(暴風雪警報) が発令された場合

- ① 原則として、安全を確認の上、速やかに通学団で、通学団担当者が引率して、通学団集合場所まで付き添っていき、解散させます。集合場所まで迎えにきてください。この場合は、緊急メールで連絡します。また、児童を家に帰しては支障があるご家庭(5月確認)は、学校で待機させます。お迎えをお願いします。
- ② 通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により下校が困難と認められるときは、全児童、学校で待機をします。この場合は、緊急メールで連絡します。
- ③ 暴風警報は発令されていないけれど、風雨が強くなっていくことが予想される場合は、低学年の下校時刻(午後3時ごろ)に合わせ、通学団担当者が引率して、一斉に通学団で下校させる場合があります。この場合は、緊急メールで連絡します。

3 登校前・在校中に、豊川市に 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪) が発令されている場合

- ① 登校前に特別警報が発令されたときは、登校させないでください。当日は、休校となります。
- ② 在校中に特別警報が発令されたときは、全児童、学校で待機します。保護者は、学校までお迎えに来てください。この場合は、緊急メールで連絡します。

4 登校前に、大雨警報または佐奈川の避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合

- ① 危険がない場合は、授業があります。学校からの連絡はありません。
 - ② 校区に大水や通学路に危険がある場合(佐奈川の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令時)は、自宅待機とします。この場合は、緊急メールで連絡します。在校中の場合は、全児童、学校で待機します。保護者は、学校までお迎えに来てください。この場合は、緊急メールで連絡します。
- ※ 連絡がない場合でも、保護者が大水や通学路に危険があると判断された場合は、登校を見合わせ、学校に連絡を取ってください。(遅刻等の扱いについては配慮します。) <TEL 86-6262>

B 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合、大規模地震(震度5弱以上)が発生した場合

1 登校前に、南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合

- ① 市や学校から、登校をひかえるように連絡があった場合は、登校させないでください。この場合は、緊急メールで連絡します。そうでない場合は、原則として、安全に気をつけて登校させてください。
- ② 情報の内容により、保護者が登校させないほうがよいと判断した場合は、登校させないでください。

2 在校中に、南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合

- ① 原則として、情報収集に努め、安全に配慮しながら、通常の学校生活を続けます。
- ② 安全のために、早めに下校させたり、保護者に学校までのお迎えをお願いしたりする場合も考えられます。この場合は、緊急メールで連絡します。

3 万一、大規模地震(震度5弱以上)が発生した場合、自宅にいる場合は、登校させないでください。

在校中の場合は、全児童、学校で待機します。保護者は、学校までお迎えに来てください。この場合は、緊急メールで連絡します。